契約後のVE提案に関する特記仕様書

1. 定義

VE提案とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2. VE提案の範囲

VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容うち、以下の提案は原則として含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ②契約書第18条に基づき条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- ③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(様式-1~4) に記載し、発注者に提出するものとする。
 - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権等を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出 を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日から、当該VE提案に係る部分の施工に 着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査・採否等

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. 提案の採否の通知

VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を 行うものとする。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- (4) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

7. 提案内容の活用と保護

当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

提出日 :	平成	年	月	F
-------	----	---	---	---

VE提案書

あて

提案者 住所 氏名

印

契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名			連絡先 氏名 Tel Fax	
VE提案				
注)記入欄 考とするも	が不足する場合には、様式-1の2 のです。	として追記して下さい。な:	お、概算低減額は提案を審査	至する上で参
番号	項目内	容	概算低減額	(千円)
	概算低減額合計			

様式-2

番号	項目内容		
(1) 設計図書の定める		内容の対比	
【標準案】・・・略図等			・・略図等
(2)提案理由			
(3) VE提案の実施			
(4) 品質保証の証明	(品質保証書の添付等	;)	
(5) その他			

様式-3

番号	項目内容	

VE提案による概算低減額及び算出根拠

VE提案による概算低減額及び算出根拠 【改善案】											
					【改善案】						
(千円)				(千円)							
名称	規格	単位	数量	単価	金額	名称	規格	里位.	数量	単価	金額

番	号		項目内容
		•	·
(1)	丁主	業所有権等の排他的権利を含むい	VE提案である場合、その取扱いに関する事項
(1)			
(-)			
(2)	V	E 提案が採用された場合に留意す	すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

第号平成年月日

VE提案採否通知書

様

特記仕様書に基づき、平成 年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名工事契約	」 〕締結日:	 	VE提案項目数: 採用項目数 不採用項目数						
	VE提案に対する「採否」及びその理由								
番号	項目内容	採否の区分	採	否の理由	特記事項				

(注) 採否に関する問い合わせ先: